

広島県社会福祉審議会運営規程の一部改正について

令和 4 年 3 月 24 日

地 域 福 祉 課

1 趣旨

一時保護児童死亡事案の検証会議の提言を踏まえ、児童福祉審議会のあり方を見直すにあたり、「子ども・子育て審議会」に児童福祉法に基づく「児童福祉審議会」の役割を持たせ、現在複数の審議会等に設置している児童福祉に関する部会等を子ども・子育て審議会に位置づけることとしたため、また、令和 4 年 4 月 1 日からの課名変更のため、広島県社会福祉審議会規程の一部を改正する必要が生じた。

2 改正内容と理由（別紙の新旧対照表のとおり）

内容	①	第 3 条中、児童福祉専門分科会を削除する。
	②	第 4 条中、児童福祉専門分科会児童支援部会を削除する。
	③	第 6 条中、児童福祉専門分科会と児童福祉専門分科会児童支援部会を削除する。 「地域包括ケア・高齢者支援課」を「地域共生社会推進課」に、「地域福祉課」を「医療介護基盤課」に改める。
	④	別表第 1（第 3 条関係）中、児童福祉専門分科会を削除する。
	⑤	別表第 2（第 4 条関係）中、児童福祉専門分科会児童支援部会を削除する。

3 施行日

令和 4 年 4 月 1 日とする。

4 根拠

広島県社会福祉審議会条例（平成 12 年広島県条例第 7 号）第 9 条

広島県社会福祉審議会運営規程（平成13年2月15日制定）新旧対照表（改正案）

改正案	現行
<p>第1条～第2条（略）</p> <p>（専門分科会）</p> <p>第3条 審議会は、民生委員審査専門分科会及び身体障害者福祉専門分科会を置くほか、高齢者の福祉に関する事項を調査審議するため高齢者福祉専門分科会を、社会福祉法人に関する事項を調査審議するため社会福祉法人審査専門分科会を置く。</p> <p>2 専門分科会の分掌は、別表第1のとおりとする。</p> <p>3 条例第5条の規定は、専門分科会及び専門分科会長について準用する。ただし、専門分科会長が必要と認めるときは、持ち回りの方法により議事及び議決を行うことができる。</p> <p>4 審議会は、第2項の分掌について、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の議決をもって審議会の決定とする。</p> <p>（部会）</p> <p>第4条 審議会は、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を置く。</p> <p>2 部会の分掌は、別表第2のとおりとする。</p> <p>3 条例第5条の規定は、部会及び部会長について準用する。ただし、部会長が必要と認めるときは、持ち回りの方法により議事及び議決を行うことができる。</p> <p>4 審議会は、第2項の分掌について、部会の議決をもって審議会の決定とする。</p> <p>第6条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。ただし、専門分科会及び部会の庶務は、次の課において処理する。</p> <p>専門分科会 民生委員審査専門分科会 地域共生社会推進課</p>	<p>第1条～第2条（略）</p> <p>（専門分科会）</p> <p>第3条 審議会は、民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会を置くほか、高齢者の福祉に関する事項を調査審議するため高齢者福祉専門分科会を、社会福祉法人に関する事項を調査審議するため社会福祉法人審査専門分科会を置く。</p> <p>2 専門分科会の分掌は、別表第1のとおりとする。</p> <p>3 条例第5条の規定は、専門分科会及び専門分科会長について準用する。ただし、専門分科会長が必要と認めるときは、持ち回りの方法により議事及び議決を行うことができる。</p> <p>4 審議会は、第2項の分掌について、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の議決をもって審議会の決定とする。</p> <p>（部会）</p> <p>第4条 審議会は、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を置くほか、児童福祉専門分科会に児童支援部会を置く。</p> <p>2 部会の分掌は、別表第2のとおりとする。</p> <p>3 条例第5条の規定は、部会及び部会長について準用する。ただし、部会長が必要と認めるときは、持ち回りの方法により議事及び議決を行うことができる。</p> <p>4 審議会は、第2項の分掌について、部会の議決をもって審議会の決定とする。</p> <p>第6条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。ただし、専門分科会及び部会の庶務は、次の課において処理する。</p> <p>専門分科会 民生委員審査専門分科会 地域包括ケア・高齢者支援課</p>

改正案		現行	
身体障害者福祉専門分科会	障害者支援課	身体障害者福祉専門分科会	障害者支援課
		<u>児童福祉専門分科会</u>	<u>安心保育推進課及びこども家庭課</u>
高齢者福祉専門分科会	<u>医療介護基盤課</u> 及び <u>地域共生社会推進課</u>	高齢者福祉専門分科会	<u>地域福祉課</u> 及び <u>地域包括ケア・高齢者支援課</u>
社会福祉法人審査専門分科会	<u>医療介護基盤課</u>	社会福祉法人審査専門分科会	<u>地域福祉課</u>
部会		部会	
身体障害者福祉専門分科会審査部会	障害者支援課	身体障害者福祉専門分科会審査部会	障害者支援課
		<u>児童福祉専門分科会児童支援部会</u>	<u>安心保育推進課及びこども家庭課</u>
第7条 (略)		第7条 (略)	
<u>附 則</u>			
<u>この規程は、令和4年4月1日から施行する。</u>			

改正案		現行	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
民生委員審査専門分科会	(略)	民生委員審査専門分科会	(略)
身体障害者福祉専門分科会	(略)	身体障害者福祉専門分科会	(略)
(削除)	(削除)	<u>児童福祉専門分科会</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>児童, 妊産婦及び知的障害者並びにひとり親家庭の福祉及び母子保健に関する知事の諮問に係る答申又は関係行政機関への意見具申（児童福祉専門分科会児童支援部会の分掌を除く。）（児童福祉法第8条第4項, 母子及び父子並びに寡婦福祉法第7条, 母子保健法第7条）</u> ・<u>関係行政機関に対する所属職員の出席説明及び資料の提出要求（児童福祉専門分科会児童支援部会の分掌を除く。）（児童福祉法第8条第5項）</u> ・<u>児童, 妊産婦及び知的障害者, これらの者の家族その他の関係者に対する, 審議のために必要な報告若しくは資料の提出要求, 又はその者の出席による意見聴取（児童福祉専門分科会児童支援部会の分掌を除く。）（児童福祉法第8条第6項）</u> ・<u>保育所の設置認可に関する知事又は市町長の間に係る答申（児童福祉法第35条第6項）</u> ・<u>児童福祉施設の事業停止命令に関する知</u>

改正案		現行	
			<p><u>事又は市町長の諮問に係る答申（児童福祉法第46条第4項）</u></p> <p>・ <u>無認可施設の事業の停止又は施設の閉鎖命令に関する知事又は市町長の諮問に係る答申（児童福祉法第59条第5項）</u></p>
高齢者福祉専門分科会	(略)	高齢者福祉専門分科会	(略)
社会福祉法人審査専門分科会	(略)	社会福祉法人審査専門分科会	(略)

改正案		現行	
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）	
身体障害者福祉専門分科会 審査部会	(略)	身体障害者福祉専門分科会 審査部会	(略)
(削除)	(削除)	<u>児童福祉専門分科会</u> <u>児童支援部会</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>児童の措置又は解除、停止若しくは措置変更を行うに当たって、児童若しくはその保護者の意向が当該措置と一致しないとき、又は知事が必要と認めるときの知事の諮問に係る答申（児童福祉法第8条第4項、第27条第6項、同法施行令第32条）</u> ・<u>児童の親権を行う者又は児童の未成年後見人の意に反して二月を超える一時保護を行うとき、及びその後の一時保護期間が引き続き二月を経過するごとの、知事の諮問に係る答申（児童福祉法第33条第5項）</u> ・<u>関係行政機関に対する所属職員の出席説明及び資料の提出要求（児童福祉法第8条第5項）</u> ・<u>児童、妊産婦及び知的障害者、これらの者の家族その他の関係者に対する、審議のために必要な報告若しくは資料の提出要求、又はその者の出席による意見聴取（児童福祉法第8条第6項）</u> ・<u>児童虐待に係る知事からの報告の受理（児童虐待の防止等に関する法律第13条の4、</u>

改正案	現行
	<p><u>児童虐待の防止等に関する法律施行規則第7条)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>児童虐待を受けた児童がその心身に著しい重大な被害を受けた事例の検証及び関係行政機関への意見具申</u> ・<u>被措置児童等虐待の通告・届出の受理（児童福祉法 33 条の 12 第 1 項，第 3 項）</u> ・<u>被措置児童等虐待の通告・届出を受理した場合の知事への通知，県が講じた措置についての報告の受理，報告に係る知事への意見具申，関係者に対する出席説明及び資料提出の要求（児童福祉法 33 条の 15）</u> ・<u>里親の認定に関する知事の諮問に係る答申（児童福祉法施行令第 29 条）</u> ・<u>児童及び知的障害者の福祉のための，芸能，出版物，がん具，遊戯等の推薦又はそれらを製作し，興行し，若しくは販売する者等への勧告（児童福祉法第 8 条第 8 項）</u> ・<u>母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付停止に関する知事の諮問に係る答申（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第 13 条，第 31 条の 7，第 38 条）</u>

広島県社会福祉審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島県社会福祉審議会条例(平成12年広島県条例第7号。以下「条例」という。)

第10条の規定により、広島県社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(補欠の委員の所属)

第2条 補欠の委員は、前任者と同一の専門分科会及び部会に属するものとする。

(専門分科会)

第3条 審議会は、民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会を置くほか、高齢者の福祉に関する事項を調査審議するため高齢者福祉専門分科会を、社会福祉法人に関する事項を調査審議するため社会福祉法人審査専門分科会を置く。

2 専門分科会の分掌は、別表第1のとおりとする。

3 条例第5条の規定は、専門分科会及び専門分科会長について準用する。ただし、専門分科会長が必要と認めるときは、持ち回りの方法により議事及び議決を行うことができる。

4 審議会は、第2項の分掌について、専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)の議決をもって審議会の決定とする。

(部会)

第4条 審議会は、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を置くほか、児童福祉専門分科会に児童支援部会を置く。

2 部会の分掌は、別表第2のとおりとする。

3 条例第5条の規定は、部会及び部会長について準用する。ただし、部会長が必要と認めるときは、持ち回りの方法により議事及び議決を行うことができる。

4 審議会は、第2項の分掌について、部会の議決をもって審議会の決定とする。

(会議の公開)

第5条 審議会の会議は、原則として公開とする。ただし、個人情報保護等に配慮が必要な場合及び公開することにより特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがあると認められる等の場合は、審議会においては委員長が、専門分科会においては専門分科会長が、部会においては部会長が非公開とすることができる。

2 会議の公開方法については、審議会においては委員長が、専門分科会においては専門分科会長が、部会においては部会長が別に定める。

3 会議の公開又は非公開の区分及び公開の方法又は非公開の理由は、あらかじめ公表するものとする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。ただし、専門分科会及び部会の庶務は、次の課において処理する。

専門分科会

民生委員審査専門分科会	地域包括ケア・高齢者支援課
身体障害者福祉専門分科会	障害者支援課
児童福祉専門分科会	安心保育推進課及びこども家庭課
高齢者福祉専門分科会	地域福祉課及び地域包括ケア・高齢者支援課
社会福祉法人審査専門分科会	地域福祉課

部会

身体障害者福祉専門分科会審査部会	障害者支援課
児童福祉専門分科会児童支援部会	こども家庭課

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成13年2月15日から施行する。
(広島県地方社会福祉審議会運営規程の廃止)
- 2 広島県地方社会福祉審議会運営規程(昭和39年3月18日制定)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成13年6月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成16年6月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成18年7月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成19年7月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年7月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成23年9月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年9月19日から施行する。ただし、別表第1の改正規定(母子及び父子並びに寡婦福祉法)及び別表第2の改正規定(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第13条、第31条の7、第38条)は平成26年10月1日から、別表第1の改正規定(・保育所の設置認可に関する知事又は市町長の諮問に係る答申(児童福祉法第35条第6項))は子ども・子育て支援法附則第1条本文に規定する政令で定める日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年1月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成30年2月28日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(施行期日)

この規程は、平成31年2月21日から施行し、平成30年4月2日から適用する。

別表第 1 (第 3 条関係)

専門分科会名	分 掌
民生委員審査専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員委嘱の知事推薦に関する知事の諮問に係る答申 (民生委員法第 5 条第 2 項) ・ 民生委員推薦会への知事の再推薦命令に関する知事の諮問に係る答申 (民生委員法第 7 条第 1 項) ・ 民生委員推薦会の再推薦がない場合の適任者の知事推薦に関する知事の諮問に係る答申 (民生委員法第 7 条第 2 項) ・ 民生委員解嘱の知事具申に係る同意 (民生委員法第 11 条第 2 項) ・ 同意審査に係る本人への通告 (民生委員法第 12 条第 1 項)
身体障害者福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者の福祉に関する知事の諮問に係る答申又は関係行政機関への意見具申 (身体障害者福祉専門分科会審査部会の分掌を除く。) (社会福祉法第 7 条第 1 項及び第 2 項関係)
児童福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童, 妊産婦及び知的障害者並びにひとり親家庭の福祉及び母子保健に関する知事の諮問に係る答申又は関係行政機関への意見具申 (児童福祉専門分科会児童支援部会の分掌を除く。) (児童福祉法第 8 条第 4 項, 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 7 条, 母子保健法第 7 条) ・ 関係行政機関に対する所属職員の出席説明及び資料の提出要求 (児童福祉専門分科会児童支援部会の分掌を除く。) (児童福祉法第 8 条第 5 項) ・ 児童, 妊産婦及び知的障害者, これらの者の家族その他の関係者に対する, 審議のために必要な報告若しくは資料の提出要求, 又はその者の出席による意見聴取 (児童福祉専門分科会児童支援部会の分掌を除く。) (児童福祉法第 8 条第 6 項) ・ 保育所の設置認可に関する知事又は市町長の問に係る答申 (児童福祉法第 35 条第 6 項) ・ 児童福祉施設の事業停止命令に関する知事又は市町長の諮問に係る答申 (児童福祉法第 46 条第 4 項) ・ 無認可施設の事業の停止又は施設の閉鎖命令に関する知事又は市町長の諮問に係る答申 (児童福祉法第 59 条第 5 項)
高齢者福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の福祉に関する知事の諮問に係る答申又は関係行政機関への意見具申 (社会福祉法第 7 条第 1 項及び第 2 項関係) ・ 国, 都道府県, 市町村及び社会福祉法人以外の者が軽費老人ホームを経営する場合の許可に関する知事又は市町長の諮問に係る答申 (社会福祉法第 62 条第 2 項) ・ 老人居宅生活支援事業又は老人デイサービスセンター, 老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの事業の制限又は停止命令に関する知事又は市町長の諮問に係る答申 (老人福祉法第 18 条の 2 第 3 項) ・ 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの事業の廃止命令又は設置許可の取り消しに関する知事又は市町長の諮問に係る答申 (老人福祉法第 19 条第 2 項)
社会福祉法人審査専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人に関する知事又は市町長の諮問に係る答申又は関係行政機関への意見具申 (社会福祉法第 32 条 (設立認可), 第 56 条第 7 項 (業務の全部又は一部の停止命令, 役員了解職勧告), 同条第 8 項 (解散命令), 第 57 条 (公益事業又は収益事業の停止命令) 関係)

別表第 2 (第 4 条関係) 02.

部 会 名	分 掌
身体障害者福祉専門分科会 審査部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師の指定に関する知事の諮問に係る答申 (身体障害者福祉法第 15 条第 2 項) ・ 医師指定の取り消しに関する知事の諮問に係る答申 (身体障害者福祉法施行令第 3 条第 3 項) ・ 障害程度非該当認定に関する知事の諮問 (市町からの依頼を含む) に係る答申 (身体障害者福祉法施行令第 5 条第 1 項) ・ 障害認定に関する知事の諮問 (市町からの依頼を含む) に係る答申 (身体障害者福祉法第 15 条第 4 項関係) ・ 更生医療等を担当する医療機関の指定又は指定の取り消し等に関する知事の諮問に係る答申 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 59 条第 1 項及び第 68 条第 1 項関係) ・ 知事の指定を受けた更生医療等を担当する医療機関の医療の種類の変更承認に関する知事の諮問に係る答申 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 62 条関係)
児童福祉専門分科会 児童支援部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の措置又は解除, 停止若しくは措置変更を行うに当たって, 児童若しくはその保護者の意向が当該措置と一致しないとき, 又は知事が必要と認めるときの知事の諮問に係る答申 (児童福祉法第 8 条第 4 項, 第 27 条第 6 項, 同法施行令第 32 条) ・ 関係行政機関に対する所属職員の出席説明及び資料の提出要求 (児童福祉法第 8 条第 5 項) ・ 児童, 妊産婦及び知的障害者, これらの者の家族その他の関係者に対する, 審議のために必要な報告若しくは資料の提出要求, 又はその者の出席による意見聴取 (児童福祉法第 8 条第 6 項) ・ 児童虐待に係る知事からの報告の受理 (児童虐待の防止等に関する法律第 13 条の 5, 児童虐待の防止等に関する法律施行規則第 7 条) ・ 児童虐待を受けた児童がその心身に著しい重大な被害を受けた事例の検証及び関係行政機関への意見具申 ・ 被措置児童等虐待の通告・届出の受理 (児童福祉法 33 条の 12 第 1 項, 第 3 項) ・ 被措置児童等虐待の通告・届出を受理した場合の知事への通知, 県が講じた措置についての報告の受理, 報告に係る知事への意見具申, 関係者に対する出席説明及び資料提出の要求 (児童福祉法 33 条の 15) ・ 里親の認定に関する知事の諮問に係る答申 (児童福祉法施行令第 29 条) ・ 児童及び知的障害者の福祉のための, 芸能, 出版物, がん具, 遊戯等の推薦又はそれらを製作し, 興行し, 若しくは販売する者等への勧告 (児童福祉法第 8 条第 8 項) ・ 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付停止に関する知事の諮問に係る答申 (母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第 13 条, 第 31 条の 7, 第 38 条)